

JPM・BRICS5・ファンド

モーニングスター ファンド オブ ザ イヤー 2007

「優秀ファンド賞」受賞



おかげさまで、「JPM・BRICS5・ファンド」は、
モーニングスター ファンド オブ ザ イヤー 2007
国際株式型 部門において「優秀ファンド賞」を
受賞いたしました。

Morningstar Award “Fund of the Year 2007”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2007年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。国際株式型部門は、2007年12月末において運用期間1年以上の当該部門に属するファンド360本の中から選考されました。

＜設定来の基準価額の動き＞



出所:JPモルガン・アセット・マネジメント(株)、2008年1月21日現在
上記グラフは過去の実績であり、将来の実績をお約束するものではありません。

当ファンドでは、世界のエマージングリーダーになりつつあるブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの5カ国の企業の株式に投資することにより、信託財産の成長をはかってまいりました。設定来、様々な市場環境に直面しながらも、基準価額は大きく上昇してきました。この間、BRICS5カ国のみならず、新興国の世界経済における重要度も大きく変化し、今や、新興国経済無しには世界経済を語れないほどになっています。

今後も、投資家の皆様に、世界経済の重要なプレーヤーとなった上記5カ国の中長期的な成長を享受していただくために、収益性、成長性を備えた銘柄に分散投資してまいります。

今後ともJPM・BRICS5・ファンドと末永くお付き合いいただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<重要>ご投資の前に必ずお読みください

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカの株式を実質的な主要投資対象としますので、組入株式の発行会社の業績、財務状況の悪化や倒産、市場環境等の影響により株価が下落することで基準価額が下落し、損失を被ることがあります。なお、各投資対象国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価格が変動することがあります。また、外貨建の資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

ご注意していただきたい事項について(詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

- ・サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所のいずれかが休業日には、当ファンドの申込及び換金の受付を行いません。
- ・換金代金のお支払いは、原則として換金請求を受付けた日から起算して7営業日目からとなります。
- ・ロシアへの投資については主に米ドル建ての株式に投資します。
- ・インドにおいては非課税利得とキャピタル・ゲイン課税等のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点があります。
- ・投資対象には、BRICS諸国以外で取引されている株式のうち、BRICS諸国から売上または利益の大半を得ていると判断される株式を含みます。

当ファンドの諸費用について

- 申込手数料: お申込み日の翌営業日の基準価額に3.675%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にてご確認ください。
- 信託報酬: ファンドの純資産総額に年1.995%(税抜1.9%)の率を乗じて得た額とします。
- 信託財産留保額: 換金申込日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。
- その他費用: 監査費用として信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)が、日々信託財産から差し引かれます。
インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して10%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.33%のその他の税が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます。(上記税率は全て平成19年5月末日現在)
その他、投資信託財産の運用の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、租税費用、信託事務の処理に関する諸費用等が信託財産の負担となります。これらの費用は取引量等によって変動するため、具体的な金額、計算方法を記載しておりませんのでご了承ください。

金融商品取引業者等について

投資信託委託会社: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第330号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

◆ファンドの主なリスクおよび留意点 [詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。]

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

①株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。(発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。)また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

②為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産を保有し、また当ファンドおよびマザーファンドは原則として為替ヘッジを行わないため、当該資産の建値となる通貨と円との為替変動が当ファンドの信託財産の価値に影響を及ぼすことがあります。

③カントリー・リスク

マザーファンドの投資対象株式の発行体が所在する諸国は、金融市場や政情が不安定で、かつ先進国と比べ脆弱な面があり、金融市場や政情に起因する諸問題が株式や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの諸国における株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあり、また証券取引所、証券市場、会計基準、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国市場と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

また、マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当ファンドは、上記のほか次のようなリスクを伴います。

キャピタル・ゲイン税等のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点、投資銘柄集中リスク、投資方針の変更について、受益者(投資家)の解約による資金流出に伴うリスクおよび留意点、繰上げ償還等について、流動性のリスク、デリバティブ商品のリスク、その他のリスクおよび留意点

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金ではありません。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社(第一種金融商品取引業者を指します。)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申し込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので必ずお受け取りの上、内容をご確認下さい。最終的な投資判断は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

◆取り扱い販売会社について

2008/01/15現在

※募集の取扱いを行わない販売会社を含みます。
 ※登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
 ※投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で提供しております。
 ※株式会社を除いた正式名称を昇順にて表示しています。

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券 業協会	(社)投資 信託協会	(社)日本証券 投資顧問業協会	(社)金融先物 取引業協会	その他
株式会社 あおぞら銀行	関東財務局長 (登金)第8号	○			○	
株式会社 足利銀行	関東財務局長 (登金)第43号	○				
イーバンク銀行株式会社	関東財務局長 (登金)第609号	○			○	
岩井証券株式会社	近畿財務局長 (金商)第3号	○			○	
エース証券株式会社	近畿財務局長 (金商)第6号	○		○		
岡三証券株式会社	関東財務局長 (金商)第53号	○	○	○		
かざか証券株式会社	関東財務局長 (金商)第58号	○			○	
株式会社 京都銀行	近畿財務局長 (登金)第10号	○			○	
株式会社 群馬銀行	関東財務局長 (登金)第46号	○			○	
株式会社 京葉銀行	関東財務局長 (登金)第56号	○				
ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキ ング・コーポレーション・リミテッド(香港 上海銀行)東京支店	関東財務局長 (登金)第105号	○			○	
ジョインベスト証券株式会社	関東財務局長 (金商)第91号	○			○	
新光証券株式会社	関東財務局長 (金商)第94号	○	○	○	○	
株式会社 新生銀行	関東財務局長 (登金)第10号	○			○	
スルガ銀行株式会社	東海財務局長 (登金)第8号	○				
株式会社 泉州銀行	近畿財務局長 (登金)第12号	○			○	
株式会社 但馬銀行	近畿財務局長 (登金)第14号	○				
株式会社 中国銀行	中国財務局長 (登金)第2号	○			○	
東海東京証券株式会社	関東財務局長 (金商)第118号	○	○		○	
東京海上日動火災保険株式会社	関東財務局長 (登金)第135号	○				
株式会社 東京スター銀行	関東財務局長 (登金)第579号	○				
株式会社 南都銀行	近畿財務局長 (登金)第15号	○				
日興コーディアル証券株式会社	関東財務局長 (金商)第129号	○	○	○	○	
日本興亜損害保険株式会社	関東財務局長 (登金)第140号	○				
株式会社 広島銀行	中国財務局長 (登金)第5号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	関東財務局長 (金商)第152号	○				
株式会社 福岡銀行	福岡財務支局長 (登金)第7号	○				
株式会社 北海道銀行	北海道財務局長 (登金)第1号	○			○	
マネックス証券株式会社	関東財務局長 (金商)第165号	○			○	
株式会社 みちのく銀行	東北財務局長 (登金)第11号	○				
三菱UFJ信託銀行株式会社	関東財務局長 (登金)第33号	○	○		○	
株式会社 横浜銀行	関東財務局長 (登金)第36号	○			○	
リテラ・クレア証券株式会社	関東財務局長 (金商)第199号	○			○	
ワイエム証券株式会社	中国財務局長 (金商)第8号	○				